

## 第378回 鳥取海区漁業調整委員会 次第

令和2年11月16日(月) 午前10時30分から  
ホテルセントパレス倉吉 チェルシー(2階)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員指名

4 議 事

- (1) 鳥取県資源管理方針の策定について(諮問)
- (2) 鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの知事管理区分に配分する漁獲可能量について(諮問)
- (3) あわび漁業及びなまこ漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の公示並びにあわび漁業、なまこ漁業及び県外者に対する小型いかつり漁業許可の有効期間について(諮問)
- (4) 鳥取県漁業調整規則の改正について(報告)
- (5) 鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定について(報告)
- (6) 鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定について(報告)

5 その他

6 閉 会



## 第 3 7 8 回 鳥 取 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 出 席 者 名 簿

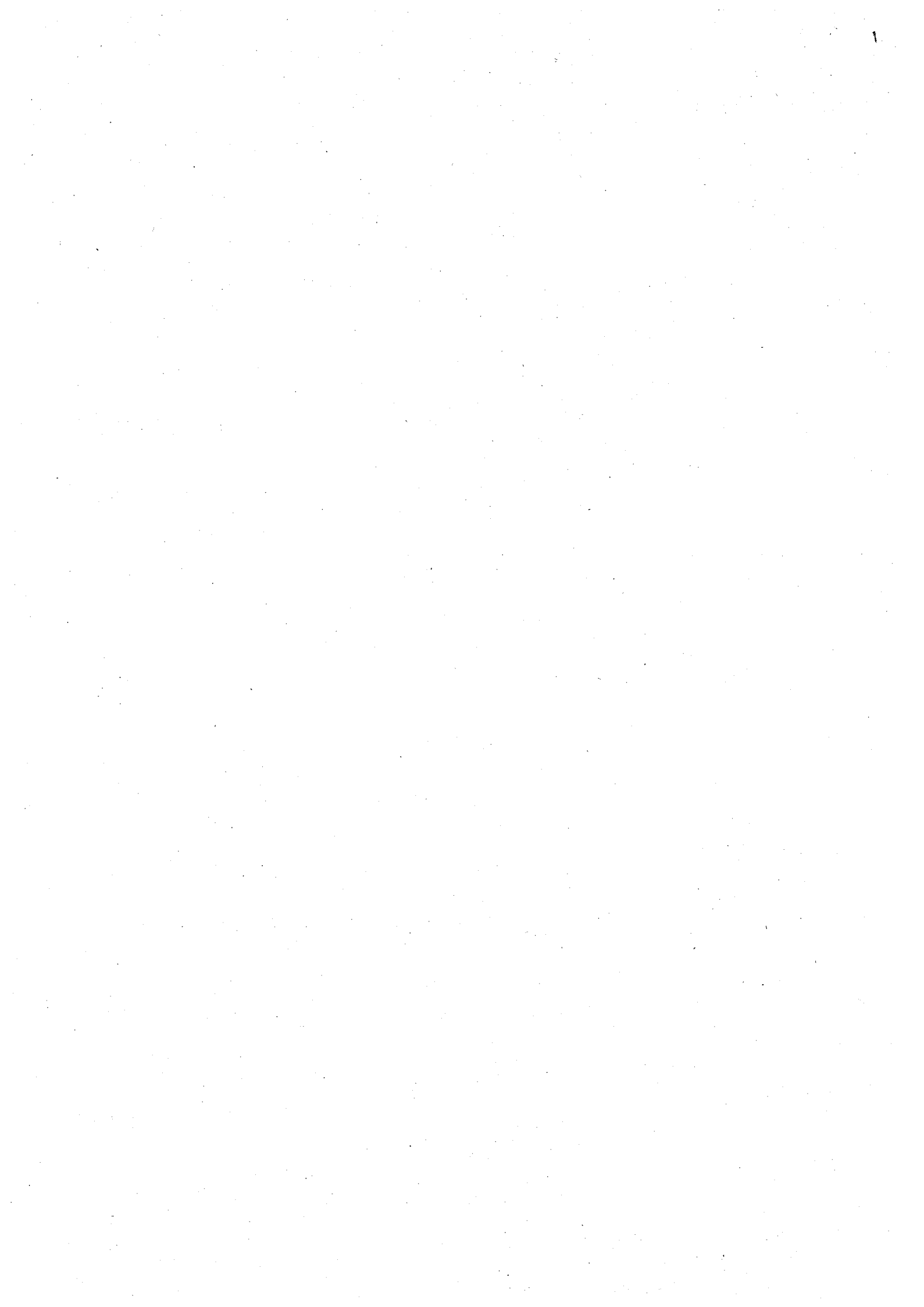
### 第 2 1 期 鳥 取 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員

任期：平成 2 8 年 8 月 1 2 日～令和 3 年 3 月 3 1 日

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	はま お 尾 ちえ乃	
	い 井 本 慶 子	
	なだ ちと 本 晃 一	(欠席)
公益代表	わたな べ とし あき 渡 部 俊 明	会長
公 選	いた くし たか し 板 倉 高 司	
	てら だ ゆき み 寺 田 幸 実	
	かげ やま か ず お 景 山 一 夫	会長職務代理者
	やま ら し しょう へい 山 根 正 平	
	こ だ ま ひかる 児 玉 輝	
	む じ ら けん し 武 良 賢 治	

### 県 及 び 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局

所 属	職 名	氏 名	備 考
農林水産部水産振興局	水産振興局長	國米 洋一	
境 港 水 産 事 務 所	係 長	尾田 昌紀	
鳥 取 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	事 務 局 長	平野 誠師	水産課長併任
"	次 長	岸本 好博	
"	係 長	松田 成史	
"	書 記	吉田 光来	
"	書 記	吉村 龍斗	





第202000191189号

令和2年11月12日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部長 西尾 博之



鳥取県資源管理方針の策定について（諮問）

このことについて、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第3条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定の例により、鳥取県資源管理方針を定めたいので、同条第4項の規定の例に基づき諮問します。



## 鳥取県資源管理方針

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県沿岸の海岸線は133kmで、起伏の少ない構造をしており、東部には岩礁海岸、中西部には転石帯、西部には外洋性内湾の美保湾を有し、その約65%が鳥取砂丘に代表される砂浜海岸で構成されている。海流については対馬暖流の沿岸流が卓越し、沖合に形成される島根沖冷水及び山陰若狭沖冷水の消長により、水産資源の稚仔の輸送や回遊魚の来遊が左右されることから、漁場形成が不安定な傾向がある。

このような環境の中で、沖合漁業は大臣許可漁業である大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、日本海べにずわいがに漁業等が営まれ、沿岸漁業では刺網漁業、小型いかつり漁業、小型底びき網漁業、小型定置網漁業等の知事許可漁業、曳き縄釣り漁業、一本釣り漁業、あかいか樽ながし漁業などの自由漁業、アワビ、サザエ、イワガキ、海藻等を対象とした漁業権に基づく採貝・採藻漁業等が営まれている。

本県における漁業生産量及び生産金額（属人）はそれぞれ83,104トン、22,671百万円（平成30年漁業養殖業生産統計年報）となり、全国的には12位（漁業生産量）に位置している。また、2018年漁業センサスによると漁業就業者数は1,125人であり、2013年の同調査と比較すると195人（約15%）減少しているが、定置網漁獲物の直売イベント等の各浜の賑わいに繋がる活動が行われる等、地域において漁業は重要な産業である。

また、他の産業との関係では、ずわいがにを始めとした水産物は、観光業においても極めて重要な役割を果たしており、「蟹取県」と銘打った観光キャンペーンなどが展開されるなど、水産業は本県の極めて重要な産業であり、今後も水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

#### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用とし、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に則して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定



の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効果的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び本資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 鳥取県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1 くらまぐろ（小型魚）」か

ら「別紙3 まあじ」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)

第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示55号1(2)に掲げる漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

2 鳥取県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。)、小型定置網漁業(鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

### 3 鳥取県その他漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ア 水域

中西部太平洋条約海域

##### イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業をいう。）

##### ウ 漁獲可能期間

周年

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内）とする。

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、下表のとおりとする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越しにより配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県沿岸くろまぐろ漁業に配分する。また、都道府県間等の融通により増減した漁獲可能量については、留保枠を除いたうえで、実績や消化率、採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

区分	漁獲可能量の配分
鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	本県に配分された全量（県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。）に0.5を乗じた数量
鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量（県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。）に0.5を乗じた数量

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内)とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3月以内)とする。

ア

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、下表のとおりとする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰り越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県定置網漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

区分	漁獲可能量の配分
鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量（県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。）とする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙3)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まあじ漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まあじ漁業においては漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月未満
中型まき網漁業(きんちやく網)	許可数上限1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月未満





漁業法の改正にかかると資源管理関係の法律・規則・計画等の変更点（アンダーラインは県が策定するもの）

改正前	改正後	備考
法律	漁業法	改正に伴い TAC 法は漁業法に組み込まれ、TAC 法は廃止される（※1）。
規則	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC 法） 鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（TAC 規則）	TAC 規則は TAC 法の廃止に伴い廃止となる。新しく漁業法に基づいて数量報告規則と採捕の停止規則に分割して定め、TAC 管理が進められる。
計画	TAC 魚種 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（第1の別に定める「くろまぐろ」について）	TAC 魚種について定めていた計画（別に定めていたくろまぐろを含む）及び、主に TAC 魚種以外の魚種並びに漁法毎の資源管理措置について定めていた指針が一本化され、資源管理方針となる。
	TAC 魚種以外が主 鳥取県資源管理指針（鳥取県資源管理計画（収入・安定対策））（※2）	資源管理方針策定後、漁業者が結ぶ資源管理協定は、県が定めた審査基準に沿って知事が認定することとなる。

（※1）但し、TAC 法の効力（現行 TAC・TAE 魚種の管理のみ）は、改正法附則第28条により、経過措置（施行後最長1年間）として新漁業法による管理年度（令和3年度漁期）が始まるまで有効（TAC 規則も同様）。

（※2）資源管理指針及び資源管理計画は令和5年度（鳥取県の現行資源管理計画がすべて改正法に基づき資源管理協定へと移行が完了する方が早い場合には、その時点）まで有効。

鳥取県資源管理方針の策定魚種

区分	魚種例（現時点）	国基本方針	県方針	備考
① TAC 魚種（※3）	くろまぐろ、まあじ等	別紙「2-0」に定める	国基本方針に沿って別紙「1-0」に定める	くろまぐろ、まあじ、12月1日までに策定する。するめいは来々年4月末、まさば及びごまさば、ずわいがには来々年6月末までに策定する。その後、TAC 魚種の増加に伴い、県方針も追加して策定する。TAC 魚種でも鳥取県での漁獲実績が無いものは策定する必要はない。
② 非 TAC 魚種（漁業法11条の資源評価が行われたもの）	めばちまぐろ	別紙「3-0」に定める	国基本方針に沿って別紙「2-0」に定める	資源管理対象種は200種程度までで充てられ、現在は定かではない。が、国基本方針に沿って定められる場合は規定する必要がある。鳥取県での漁獲実績が無いものについて策定する必要はない。
③ 非 TAC 魚種（国資源評価無し）	未定（想定：あわび、さざえ、いわがき、ばい（本バイ）等）	定めない	別紙「3-0」に定める	①②に該当しない魚種で、本県の重要な魚種の他、資源管理協定を結ぶために必要なものについて定めていくこととなる。但し、場合によっては①②に該当する魚種でも、現行資源管理計画の終了である令和5年度までに資源評価が進まなかった場合を想定し、策定しなければならぬ可能性がある。

（※3）TAC 魚種は全漁獲量\*の8割をカバーできるような漁獲量上位20位を対象となる模様。

\*：遠洋漁業で漁獲される魚種、国際的な枠組みで管理される魚種（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く

現在：クロマグロ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、スケトウダラ、サンマ、ズワイガニ

候補：カタクチイワシ、ブリ、ウルメイワシ、マダラ、カレイ類（ソウハチ、ムシガレイ、ヤナギムシガレイ、サメガレイ、アカガレイ、マガレイ）、ホッケ、ムロアジ類、サワラ、イカナゴ、マダイ、ベニズワイガニ、ヒラメ、トラフグ、ニギス、キンメダイ（赤字は鳥取県の沿岸漁業で漁獲される魚種）



## 鳥取県資源管理方針別紙に定めた魚種の漁獲配分

鳥取県資源管理方針では知事管理区分ごとに漁獲量を配分する基準を定めている。

### <基本的な配分の考え方>

- 現行の配分ルールを可能なかぎり踏襲している。
- 混獲回避の区分（その他の漁業）を設置し、一律 100kg を割り当てる。
- 管理区分間の融通は可能（海区の承認が必要）。
- 県間融通などが生じた場合は、実績や消化率、採捕時期等を勘案して配分する（海区の承認が必要）。
- 前管理年度に超過した場合は当該管理区分から差し引いて配分する（海区の承認が必要）。
- 漁獲量で管理しない魚種は漁獲努力量による管理を行う。

### <くろまぐろ小型魚（30kg 未満）>

	知事管理区分	漁業の種類	配分	(例) 1700kg の漁獲枠があった場合
①	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	曳き縄（広調委承認を受け手行う漁業）	全量から③、④を除いた数量の半分	750kg
②	鳥取県定置網漁業	定置漁業（漁業権） 小型定置網漁業（知事許可）	全量から③、④を除いた数量の半分	750kg
③	鳥取県その他のくろまぐろ漁業	①、②以外の漁業でくろまぐろを採捕する漁業	100kg	100kg
④	県留保枠（※）		約 1 割（切り捨て）	100kg

- 前管理年度からの繰り越しがあった場合は①鳥取県沿岸くろまぐろ漁業に配分する。

### <くろまぐろ大型魚（30kg 以上）>

	知事管理区分	漁業の種類	配分方法	(例) 6000kg の漁獲枠があった場合
①	鳥取県定置網漁業	定置漁業（漁業権） 小型定置網漁業（知事許可）	全量から②、③を除いた全量	5300kg
②	鳥取県その他のくろまぐろ漁業	①、②以外の漁業でくろまぐろを採捕する漁業	100kg	100kg
③	県留保枠（※）		約 1 割（切り捨て）	600kg

- 前管理年度からの繰り越しがあった場合は①鳥取県定置網漁業に配分する。

### <まあじ>

	知事管理区分	漁業の種類	配分方法	目安数量
①	鳥取県まあじ漁業	すべての漁業	全量（現行水準）	238 トン

- 全国の漁獲量の 8 割を構成する県については漁獲可能量が配分されるが、それ以外の県には現行水準として配分され、漁獲量の制限を設けない。参考の数字として、目安数量が配分されるが、漁獲努力量が守られていれば、オーバーしても問題はない。（但し、数量配分県の程度まで増加した場合は個別で国と協議することとなる）
- 漁獲努力量

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業（漁業権）	箱網設置期間 10 ヶ月未満
小型定置網漁業（知事許可）	箱網設置期間 10 ヶ月未満
中型まき網漁業（きんちゃく網）	許可数上限 1 隻

（※）県留保枠は知事管理区分として設定するものではないが、漁獲量を配分する単位として便宜上記載している。



## 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

### 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県では、沿岸漁業として小型底びき網漁業、刺網漁業等が、沖合漁業として沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、小型いか釣り漁業等が盛んであり、水産業は重要な産業となっている。  
また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流通加工の一大拠点となっている。  
このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県の沖合海域は、寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成しているが、漁獲対象である海洋生物資源の中には、低位水準にとどまっているものや、資源水準が悪化しているものが見られる。  
今後とも本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- 4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等、実効力のある措置を講ずるため、他県入漁船を含めて第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- 6 くろまぐろの保存及び管理に関する方針は別に定める。
- 7 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 8 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 9 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることとする。

## 二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】 1月から12月まで：若干

## 三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

定置網漁業及び刺網漁業については、これらの現状の漁獲努力量の総量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

## 四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について  
(第6管理期間)(案)

令和2年大臣承認日 公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは、曳き縄漁業や定置漁業を中心に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてにより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は調査研究の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第13条第2項に規定される協定の締結を図り、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	8.4トン	うち 0.8トンを留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	3.4トン	うち 0.3トンを留保する

全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量に関し、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

法第13条第2項の規定に基づく本県知事の認定を受けた協定の締結により、定置漁業、曳き縄漁業及びその他漁業は厳格な管理措置を実施する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第2の知事管理量を遵守するため、以下の管理措置を講じるものとする。

## 1 緊急報告体制及び緊急管理措置について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積み上げに備え、下表に該当する場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
鳥取県漁業協同組合	・ 定置漁業	・ 1 か統/日当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	・ 曳き縄漁業 ・ その他漁業	・ 1 隻/操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕
田後漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤碕町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	・ 曳き縄漁業 ・ その他漁業	・ 1 隻/操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の県への一報は下表の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	県
鳥取県漁業協同組合	・ 各漁業者から、支所長に連絡 <sup>※1</sup>	・ 支所長から、本所指導部に電話連絡	・ 漁協又は本所指導部から県水産課にメール/FAX 連絡 <sup>※2</sup>
田後漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤碕町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	・ 各漁業者から、販売担当者に連絡 <sup>※1</sup>	・ 販売担当者から組合長に電話連絡	・ 県水産課は送信者に受信連絡

※1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※2 県は、上表の各漁業協同組合と県水産課間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3) (1)の一報があった際、漁業者が取り組む緊急の管理措置は下表のとおりとする。また、県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかどうかを確認し、必要な措置を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該漁業協同組合は所属組合員に対し大量入網があった旨の緊急連絡をする。</li> <li>・ 本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者は混獲時の生存個体の放流、くろまぐろの入網時の網の開放及び臨時休漁を実施、漁業協同組合は荷受けを自粛する。</li> </ul>
曳き縄漁業・その他	・ 当該漁業協同組合から所属組合員に対し大量漁獲があった旨の緊急連



漁業	絡をする。 ・本県の残存が判明するまでの当面の間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施し、漁業協同組合は荷受けを自粛する。
----	---

(4) 県全体の合計で1日原則0.2トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに採捕の数量を国に報告する。なお、大型魚と小型魚共に同様の措置とする

## 2 採捕の数量の公表等について

(1) 県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理数量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の公表とする。

## 3 早期是正措置

県は採捕の数量を公表した後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。なお、(1)～(4)は大型魚と小型魚共に同様の措置とする。

(1) 第2の知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）にあつては操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、2キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあつては生存個体の放流に取り組み50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を助言し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 第2の知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあつては混獲のみとし、2キログラム未満の生存個体の放流に取り組み50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、2日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を指導し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 第2の知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、くろまぐろを目的とした操業は自粛し、やむを得ない混獲の場合であっても生存個体は放流し、超過を確実に避けるために、1日1人1尾を混獲採捕した時点で、当該日の全漁業者の操業は切り上げる。
- ・定置漁業は、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・これらの措置の実施を勧告し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

(ア) 県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(イ) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力を呼びかけるものとする。

#### 第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項〈採捕の停止命令〉について

県は、第2の知事管理量の9割5分を超えた時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。また、農林水産大臣が我が国全体の小型魚若しくは大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて当該採捕の数量を公表した場合においても、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量に達したと見なされることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

なお、遊漁者による採捕の数量も知事管理量に含むこととされているため、県が採捕の停止命令措置（法第10条関係）を講じた場合は、本県の海面における遊漁者も、当該命令の対象となる。従って、県は管内の遊漁者についても、当該命令の対象となるとともに、本県管内の漁業者と同様の指導を行うものとする。



第 2 0 2 0 0 0 2 0 5 6 9 4 号  
令和 2 年 1 1 月 1 2 日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの知事管理区分  
に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 4 条第 3 項の規定に基づき同法第 1 条の規定による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定の例により、知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第 2 項の規定の例により諮問します。

【別紙】

特定水産資源まあじに関する令和3年管理年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まあじ漁業	現行水準



第202000200114号  
令和2年11月12日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産振興局 國米 洋一



あわび漁業及びなまこ漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の  
公示並びにあわび漁業、なまこ漁業及び県外者に対する小型いか  
つり漁業許可の有効期間について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条で読み替える同法第42条第  
3項の規定に基づき、あわび漁業及びなまこ漁業の公示する制限措置の内容及  
び申請すべき期間を定めることについて、諮問します。

また、同法第46条第2項に基づき、あわび漁業、なまこ漁業及び県外者に  
対する小型いかつり漁業許可の有効期間を短縮して定めることについて、併せ  
て諮問します。

担当  
漁業調整担当 吉村  
電話：0857-26-7318  
ファクシミリ：0857-26-8131



## 許可又は起業の認可をすべき知事許可漁業の公示について

令和2年11月16日

鳥取県水産課

### 1 概要

漁業法の改正に伴い、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数、申請期間等を公示しなければならない。

また、許可の有効期間を規定の年数より短くする場合は海区漁業調整委員会に諮問しなければならない。

### 2 あわび漁業、なまこ漁業の公示内容について

#### (1) 許可すべき漁業者の数

操業区域	あわび漁業	なまこ漁業
鳥取港	3	3
泊漁港	6	6
赤碕港	0	1
淀江漁港	20	20
御来屋地先	21	2
境港地先	8	13
中海及び境水道大橋 東端以西の境水道	0	3

#### (2) 申請期間

ア 鳥取港、泊漁港、赤碕港、淀江漁港、御来屋地先、境港地先  
鳥取県漁業調整規則の公布日から5日間

イ 中海及び境水道大橋東端以西の境水道  
鳥根県と協議して適当と認める日から5日間

#### (3) 許可の有効期間について

ア あわび漁業、なまこ漁業

操業区域	許可の有効期間
鳥取港、泊漁港、赤碕港、 淀江漁港、境港地先	令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
御来屋地先	令和2年12月1日から令和3年3月31日まで
中海及び境水道大橋 東端以西の境水道	(ア) 令和2年12月1日までに許可した場合 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
	(イ) 令和2年12月1日以降に許可した場合 許可日から令和3年11月30日まで

イ 県外者に対する令和3年小型いかづり漁業

(ア) 令和2年12月1日から同年12月31日までに許可した場合

県外10トン以上30トン未満船	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで
県外5トン以上10トン未満船	同上

(イ) 令和3年1月1日以降に許可した場合

県外10トン以上30トン未満船	許可日から令和3年12月31日まで
県外5トン以上10トン未満船	同上





鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第〇号。以下「規則」という。)第5条第1項第17号及び第18号に規定する漁業について、許可又は起業の認可をすべき制限措置並びに申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

(1) あわび漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
あわび	<p>【鳥取港】</p> <p>基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点 鳥ヶ島灯台の中心点</p> <p>点ア 基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点</p> <p>点イ 基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点</p> <p>点ウ 基点から 341 度 00 分 (真方位) 199 メートルの点</p> <p>点エ 基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点</p> <p>点オ 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点</p> <p>点カ 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点</p> <p>点キ 基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点</p> <p>点ク 基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点</p> <p>点ケ 基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点</p> <p>点コ 基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点</p> <p>点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点</p> <p>点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点</p> <p>点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点</p> <p>点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点</p> <p>点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点</p> <p>点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点</p> <p>点チ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点</p> <p>点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304 メートルの点</p>	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	3

	【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	6
	【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	20
	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方位)の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分(真方位)の線及び最大高潮時2,000メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	21
	【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	8

(2) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ	【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から319度20分(真方位)57メートルの点 点イ 基点から307度30分(真方位)70メートルの点 点ウ 基点から341度00分(真方位)199メートルの点 点エ 基点から9度30分(真	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	3

方位) 410 メートルの点 点オ 基点から 3 度 10 分 (真 方位) 482 メートルの点 点カ 基点から 29 度 30 分 (真 方位) 772 メートルの点 点キ 基点から 38 度 30 分 (真 方位) 1,036 メートルの点 点ク 基点から 38 度 00 分 (真 方位) 1,038 メートルの点 点ケ 基点から 40 度 00 分 (真 方位) 1,115 メートルの点 点コ 基点から 44 度 20 分 (真 方位) 1,086 メートルの点 点サ 基点から 65 度 30 分 (真 方位) 808 メートルの点 点シ 基点から 70 度 40 分 (真 方位) 790 メートルの点 点ス 基点から 85 度 30 分 (真 方位) 828 メートルの点 点セ 基点から 82 度 20 分 (真 方位) 1,005 メートルの点 点ソ 基点から 81 度 30 分 (真 方位) 1,052 メートルの点 点タ 基点から 94 度 00 分 (真 方位) 1,173 メートルの点 点チ 基点から 94 度 10 分 (真 方位) 1,171 メートルの点 点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304 メートルの点					
【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁 港第 2 西防波堤北端を結ぶ線 及び陸岸によって囲まれた区 域	定めなし	定めなし	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	泊漁港にお ける素潜り 漁業に関す る協定に参 加している 者	6
【赤碕港】 赤碕港東防波堤西端と赤碕港 西防波堤北東端を結ぶ線及び 陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	赤碕港にお ける素潜り 漁業に関す る協定に参 加している 者	1
【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤 (東) 南西端 と淀江漁港内防波堤北西端を 結ぶ線及び陸岸によって囲ま れた区域	定めなし	定めなし	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	淀江漁港に おける素潜 り漁業に関 する協定に 参加してい	20

					る者	
【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方位)の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分(真方位)の線及び最大高潮時2,000メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	2	
【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	13	
中海及び境水道大橋東端以西の境水道	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	3	

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- (1) 鳥取港、泊漁港、赤碕港、淀江漁港、御来屋地先、境港地先  
鳥取県漁業調整規則の公布日から5日間
- (2) 中海及び境水道大橋東端以西の境水道  
島根県と協議して適当と認める日から5日間

## 3 許可の有効期間

- (1) 鳥取港、泊漁港、赤碕港、淀江漁港、境港地先  
令和2年12月1日から令和3年11月31日まで
- (2) 御来屋地先  
令和2年12月1日から令和3年3月31日まで
- (3) 中海及び境水道大橋東端以西の境水道
  - ア 令和2年12月1日までに許可した場合の許可の有効期間  
令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
  - イ 令和2年12月1日以降に許可した場合の許可の有効期間  
許可日から令和3年11月30日まで

## 4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

## 鳥取県漁業調整規則の改正について（報告）

令和2年11月16日

令和2年10月27日に開催した鳥取海区漁業調整委員会において諮問した、鳥取県漁業調整規則の改正について、令和2年11月5日付けで、知事決裁が下りた為、同日付けでこれを専決処分したので報告する。

（定義等）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

2 知事は、海面及び内水面の境界を告示するものとする。

## 告示（案）

鳥取県告示 号

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第 号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり海面と内水面の境界を定めたので告示する。

令和2年11月 日

鳥取県知事 平井伸治

河川名	境界線
千代川	鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標 0K200 と鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標 0K200 を直線で結んだ線（内水面漁業権内共第1号下流端）
天神川	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端と東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端を直線で結んだ線（内水面漁業権内共第2号下流端）
日野川	西伯郡日吉津村富吉に国土交通省が設置した距離標 0K000 と米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標 0K000 を直線で結んだ線（内水面漁業権内共第3号下流端）
湖山川	鳥取市賀露町の賀露大橋下流端（内水面漁業権内共第4号下流端）
橋津川	橋津川河口右岸護岸堤の北西端（ア）と橋津川河口左岸護岸堤の北東端（イ）を直線で結んだ線 ア 北緯 35 度 30 分 23.0 秒東経 133 度 52 分 32.8 秒 イ 北緯 35 度 30 分 23.9 秒東経 133 度 52 分 30.8 秒
河内川	河内川河口右岸鳥取県設置の距離標 0K2 と河内川左岸鳥取県設置の標柱 0K2 直線で結んだ線
甲川	甲川河口左岸地籍図根三角点（ウ）から真方位 90 度に伸ばした線 ウ 北緯 35 度 31 分 47.7 秒東経 133 度 34 分 19.9 秒
阿弥陀川	阿弥陀川河口右岸護岸堤北西端（エ）と阿弥陀川河口左岸護岸堤の北東端（オ）を直線で結んだ線 エ 北緯 35 度 29 分 52.2 秒東経 133 度 27 分 30.2 秒 オ 北緯 35 度 29 分 51.5 秒東経 133 度 27 分 28.9 秒
その他の河川	第1橋（その河川の最下流の橋（道路等河川を横断する構造物を含む））下流端



## ◇鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

## 1 規則の制定理由

資源管理措置が見直され、漁業法の一部が改正されたことに伴い、漁業法に基づく特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定める。

## 2 規則の概要

- (1) 漁獲量等の報告は、電子情報処理組織により行うものとする。
- (2) (1)にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合に用いる報告書の様式を定める。
- (3) 漁獲量等の報告等をしようとする者が、委任による代理人によって報告をする場合にあらかじめ提出すべき委任状の様式を定める。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和3年1月1日とする。
  - イ 鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則は、廃止する。
  - ウ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、様式第1号から第3号までによる報告書によることができる。

3 前項の報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の一般信書便事業者若しくは同条第9項の特定信書便事業者による同条第2項の信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(代理人による報告)

第3条 法第26条第1項又は法第30条第1項の規定による報告をしようとする者が、委任による代理人によって報告をする場合には、あらかじめ、様式第4号による委任状を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の廃止)

2 鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年鳥取県規則第73号）は、廃止する。

(鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。



様式第1号（第2条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について次のとおり報告します。

また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
陸揚げした日／漁獲量（kg）		

備考

- 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合には、「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄に漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載すること。
- 3 くろまぐろの漁獲量について報告する場合は、「特定水産資源の名称」の欄には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」の2つに分けて記入すること。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄には、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を記入すること。
- 5 くろまぐろの養殖用種苗にあつては、「陸揚げした日／漁獲量（kg）」の欄には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び  
個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について次のとおり報告します。

また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

許可番号又は免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	

備考

- 「許可番号又は免許番号」の欄には、漁業法第57条第1項の許可に基づき特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、承認番号を記載すること。なお、許可番号、免許番号及び承認番号のいずれもない場合には、省略すること。
- 船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄には記載しないこと。
- くろまぐろの養殖用種苗にあっては、「陸揚げした日」の欄には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。
- くろまぐろの漁獲量について報告する場合は、「特定水産資源の名称」の欄には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」の2つに分けて記入すること。

様式第3号（第2条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について次のとおり報告します。  
 また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

許可番号又は免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量 (kg)

備考

- 「許可番号又は免許番号」の欄には、漁業法第57条第1項の許可に基づき特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には承認番号を記載すること。なお、許可番号、免許番号及び承認番号のいずれもない場合には、省略すること。
- 船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄には記載しないこと。
- 「漁獲努力量」の欄には、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに鳥取県資源管理方針において示された操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載すること。

様式第4号（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

委任者 氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告の事務について、下記1の者を代理人として定め、2に定める期間において、3に定める報告に係る事務を委任します。

また、下記3に掲げる報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

記

1 代理人

住所

氏名

2 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 委任事項（☑を入れる。）

法第26条第1項の規定による漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告

法第30条第1項の規定による漁獲割当管理区分以外の管理区分に係る漁獲量等又は漁獲努力量等の報告

鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 号



## ◇鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

## 1 規則の制定理由

資源管理措置が見直され、漁業法の一部が改正されたことに伴い、漁業法に基づく特定水産資源の採捕の停止に関し必要な事項を定める。

## 2 規則の概要

- (1) 知事が知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合等に該当すると認める旨の告示をしたときは、当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者等は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならないこととする。
- (2) (1)にかかわらず、知事が(1)の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、(1)の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から(1)の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができることとする。
- (3) 施行期日は、令和3年1月1日とする。

鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第2条 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。



鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 号

